

## IV 参 考 资 料

## 福祉医療制度について

### 1 概要

県民の健康管理の向上と福祉の増進、経済的負担の軽減を目的に、医療費の自己負担分を県と市町村で助成するもの。

### 2 事業実施主体

市町村(事業費の1/2を県が補助)

### 3 対象者

#### (1) 子ども

##### ア 対象者の範囲

中学校卒業まで(15歳の年度末まで)の子ども

##### イ 所得制限

なし

#### (2) 重度心身障害者

##### ア 対象者の範囲

(ア) 特別児童扶養手当1級の方

(イ) 障害年金1級の方

(ウ) 身体障害者手帳1・2級の方

(エ) 療育手帳の判定がAの方

##### イ 所得制限

なし

#### (3) 母子家庭等

##### ア 対象者の範囲

(ア) 18歳までの児童(18歳の年度末まで。以下同じ。)を扶養している配偶者のない女子及び当該18歳までの児童

(イ) 父母のない18歳までの児童

##### イ 所得制限

所得税非課税の者

#### (4) 父子家庭

##### ア 対象者の範囲

18歳までの児童を扶養している配偶者のない男子及び当該18歳までの児童

##### イ 所得制限

所得税非課税の者

### 4 助成内容

医療保険の自己負担分(入院時食事療養費を含む。)を現物給付。

(県外医療機関等については償還払い。)

## 5 令和元年度福祉医療費助成実績

### (1) 県全体実績

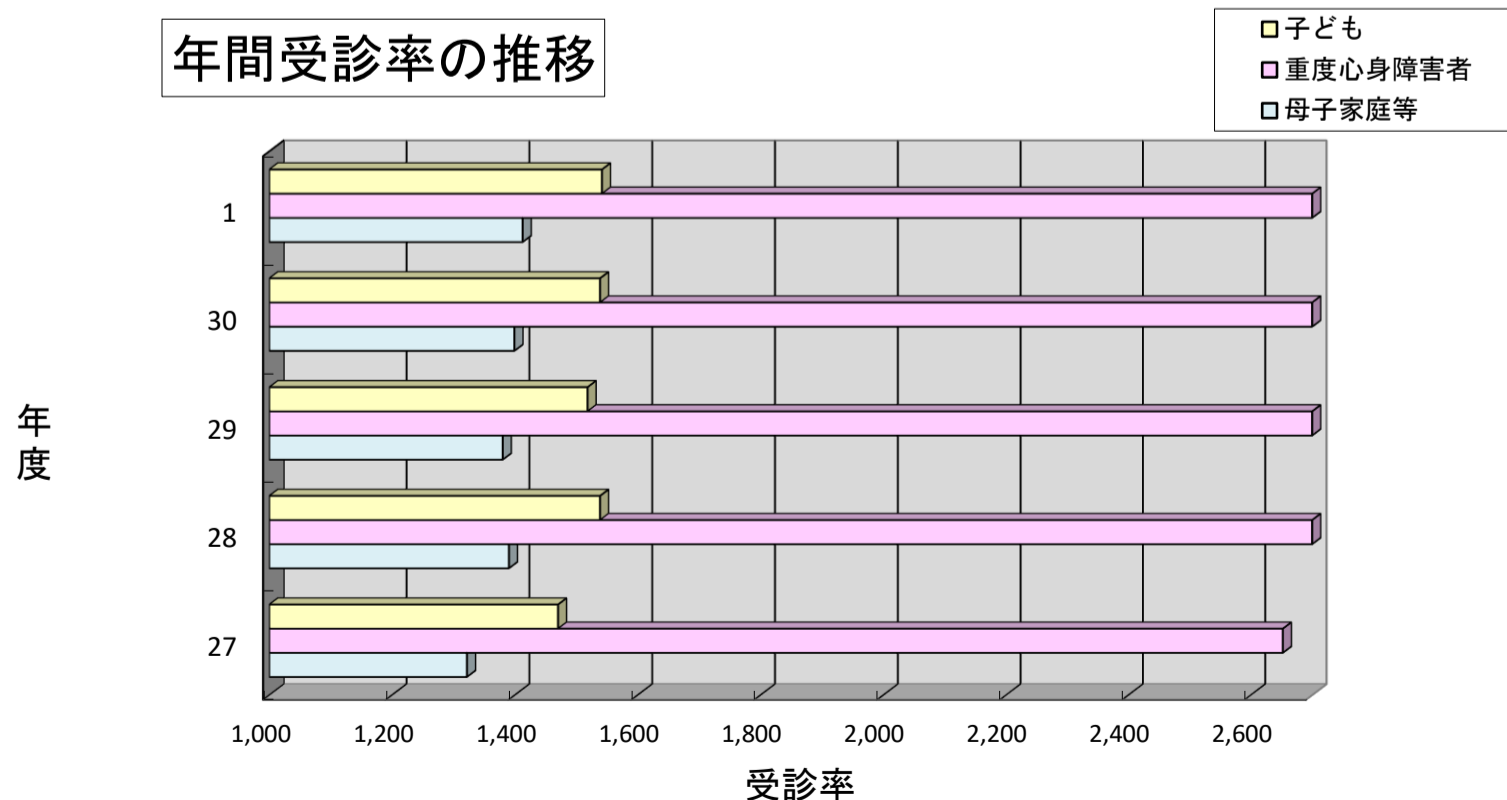
区分	対象者		件数	福祉医療費 助成額	年間 受診率	1人当たり 助成額	1件当たり 助成額
	人		件	千円	%	円	円
子ども	228,166	入院	19,396	918,255	8.50	4,025	47,342
		入院外	1,961,196	3,827,057	859.55	16,773	1,951
		歯科	436,748	957,252	191.42	4,195	2,192
		調剤	1,043,516	1,517,868	457.35	6,652	1,455
		その他	56,597	138,098	24.81	605	2,440
		計	3,517,453	7,358,531	1,541.62	32,251	2,092
重度心身 障害者	41,449	入院	80,004	2,712,274	193.02	65,436	33,902
		入院外	593,046	2,072,437	1,430.78	50,000	3,495
		歯科	86,320	235,837	208.26	5,690	2,732
		調剤	361,080	1,309,851	871.14	31,602	3,628
		その他	31,078	224,743	74.98	5,422	7,232
		計	1,151,528	6,555,142	2,778.18	158,150	5,693
母子家庭等	31,338	入院	2,018	87,055	6.44	2,778	43,139
		入院外	245,097	571,800	782.11	18,246	2,333
		歯科	57,421	181,792	183.23	5,801	3,166
		調剤	127,000	272,519	405.26	8,696	2,146
		その他	15,612	39,045	49.82	1,246	2,501
		計	447,148	1,152,212	1,426.86	36,767	2,577
父子家庭	1,371	入院	112	5,659	8.17	4,128	50,528
		入院外	7,880	20,597	574.76	15,023	2,614
		歯科	2,148	7,202	156.67	5,253	3,353
		調剤	4,184	11,649	305.18	8,497	2,784
		その他	520	1,782	37.93	1,300	3,427
		計	14,844	46,890	1,082.71	34,201	3,159
合計	302,324		5,130,973	15,112,774	1,697.18	49,989	2,945

(注1) 医療費は千円未満四捨五入

(注2) 入院時食事療養にかかる費用は、入院に含む。

(注3) 対象者数は、(2)市町村別実績(142～145ページ)の対象人員の県計である。

(注4) 年間受診率とは当該年度の診療件数を当該年度の月末現在の平均受給対象者数で除して100倍したものである。



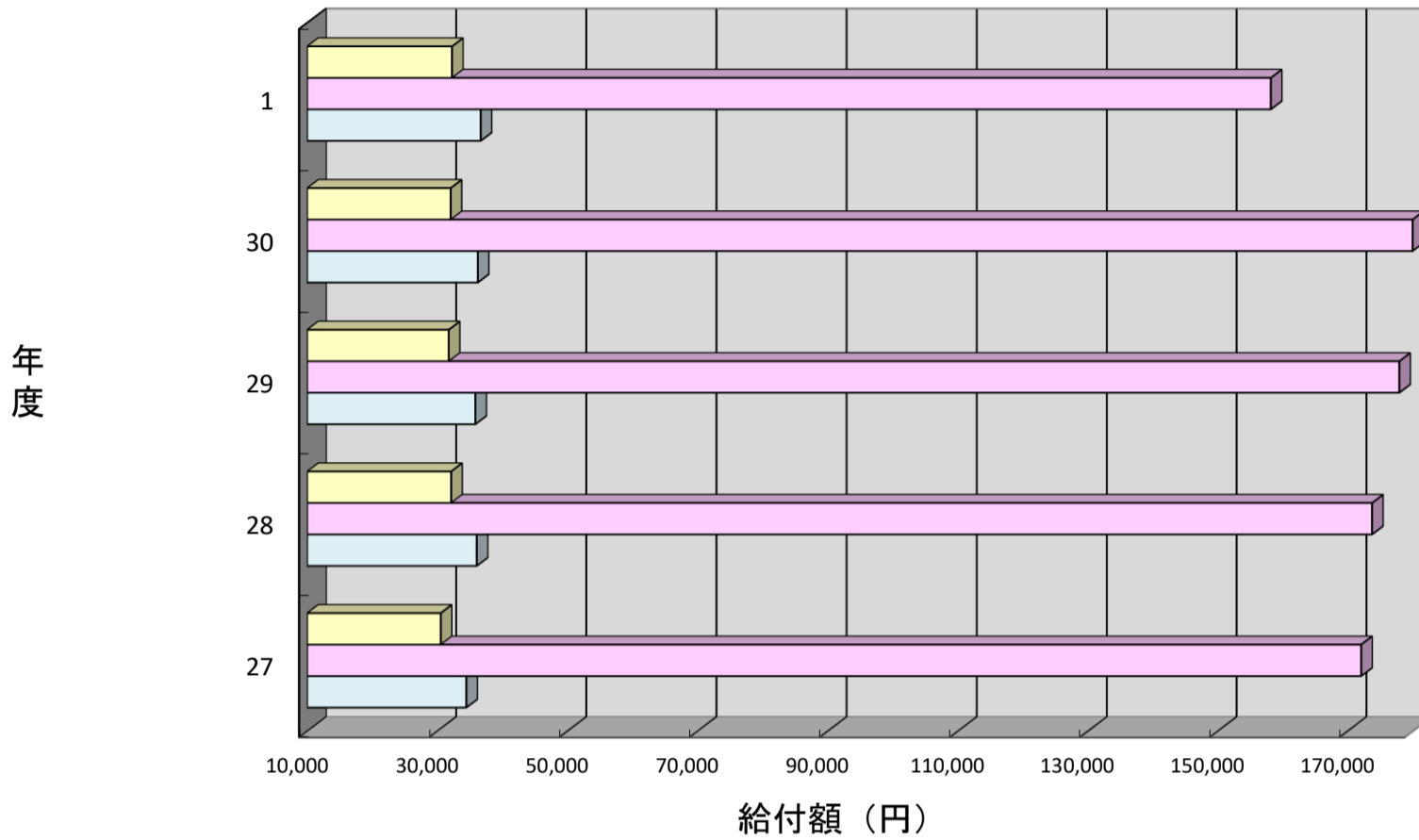
(注) 受診率には調剤その他含む。

(注) グラフでは、母子家庭等に父子家庭も含む。

## 5 令和元年度福祉医療費助成実績

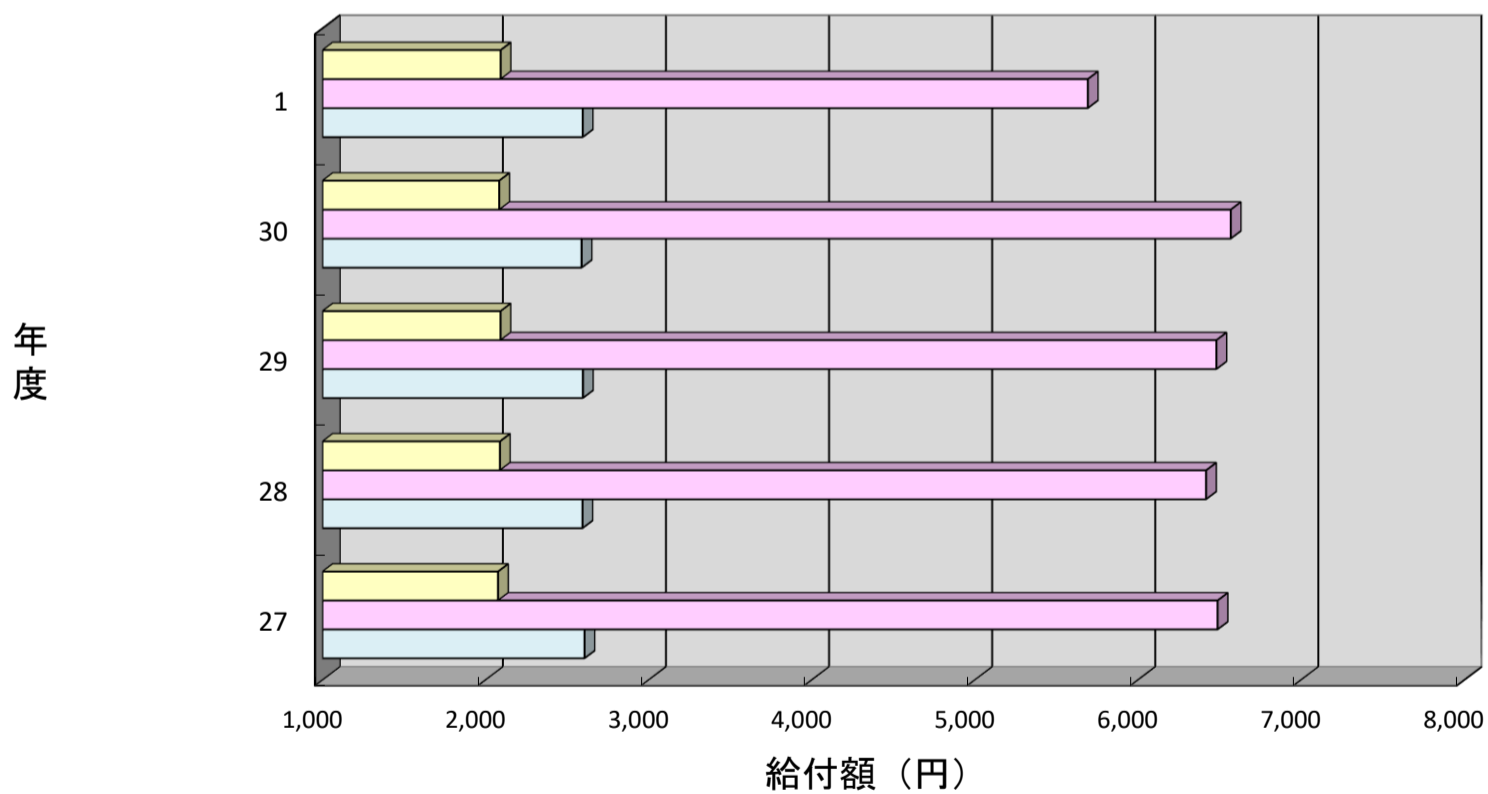
### 1人当たり助成額の推移

- 子ども
- 重度心身障害者
- 母子家庭等



### 1件当たり助成額の推移

- 子ども
- 重度心身障害者
- 母子家庭等



(注) グラフでは、母子家庭等に父子家庭も含む。

## 5 令和元年度福祉医療費助成実績

### ○ 子 ど も

市町村名		対象人員 (平均人数)	対象人員 (延人数)	受診件数	受診率 (1月当たり)	福祉医療費助成額	1件当たり 助成額	1人1月当たり 助成額
		人	人	件	%	円	円	円
1	前橋市	39,625	475,496	646,835	136.03	1,387,537,111	2,145	2,918
2	高崎市	45,689	548,266	734,487	133.97	1,527,537,068	2,080	2,786
3	桐生市	9,806	117,669	160,391	136.31	365,823,121	2,281	3,109
4	伊勢崎市	27,704	332,453	431,746	129.87	914,472,591	2,118	2,751
5	太田市	29,486	353,837	432,545	122.24	850,816,661	1,967	2,405
6	沼田市	4,884	58,611	76,402	130.35	162,656,320	2,129	2,775
7	館林市	8,344	100,133	119,895	119.74	218,577,838	1,823	2,183
8	渋川市	7,646	91,753	102,753	111.99	227,555,737	2,215	2,480
9	藤岡市	6,819	81,826	111,397	136.14	236,412,462	2,122	2,889
10	富岡市	5,276	63,311	71,347	112.69	151,585,338	2,125	2,394
11	安中市	5,582	66,988	82,755	123.54	167,828,409	2,028	2,505
82	みどり市	5,960	71,520	99,326	138.88	204,117,094	2,055	2,854
28	榛東村	1,848	22,177	29,086	131.15	61,082,533	2,100	2,754
29	吉岡町	3,445	41,343	54,919	132.84	111,735,322	2,035	2,703
33	神流町	64	762	705	92.52	1,946,764	2,761	2,555
35	上野村	109	1,312	1,164	88.72	2,804,577	2,409	2,138
37	下仁田町	360	4,319	4,470	103.50	8,143,818	1,822	1,886
38	南牧村	40	478	543	113.60	1,066,409	1,964	2,231
39	甘楽町	1,371	16,457	19,931	121.11	40,388,457	2,026	2,454
41	中之条町	1,480	17,765	19,507	109.81	41,501,973	2,128	2,336
44	長野原町	484	5,804	5,162	88.94	11,720,685	2,271	2,019
45	嬭恋村	958	11,497	9,275	80.67	18,494,456	1,994	1,609
46	草津町	474	5,688	5,557	97.70	13,025,851	2,344	2,290
48	高山村	339	4,065	3,930	96.68	8,321,956	2,118	2,047
83	東吾妻町	1,127	13,523	14,266	105.49	32,998,711	2,313	2,440
51	片品村	359	4,312	4,501	104.38	9,676,926	2,150	2,244
52	川場村	387	4,647	5,824	125.33	12,566,886	2,158	2,704
56	昭和村	820	9,838	12,765	129.75	26,358,128	2,065	2,679
81	みなかみ町	1,549	18,583	22,898	123.22	47,760,472	2,086	2,570
60	玉村町	4,019	48,231	56,154	116.43	131,187,247	2,336	2,720
66	板倉町	1,535	18,422	20,853	113.20	39,776,879	1,907	2,159
67	明和町	1,310	15,720	18,871	120.04	36,297,843	1,923	2,309
68	千代田町	1,327	15,918	18,271	114.78	34,446,184	1,885	2,164
69	大泉町	5,108	61,292	76,307	124.50	137,395,556	1,801	2,242
70	邑楽町	2,832	33,984	42,615	125.40	78,191,198	1,835	2,301
計		228,166	2,738,000	3,517,453	128.47	7,321,808,581	2,082	2,674

※ 対象人員（平均人数）は、毎月末の対象人員を12か月分合計し、12で除したものである。

※ 対象人員（延人数）は、毎月末の対象人員を12か月分合計したものである。

5 令和元年度福祉医療費助成実績

○ 重度心身障害者

市町村名	対象人員 (平均人数)	対象人員 (延人数)	受診件数	受診率 (1月当たり)	福祉医療費助成額	1件当たり 助成額	1人1月当たり 助成額
	人	人	件	%	円	円	円
1 前橋市	7,215	86,579	211,299	244.05	1,107,305,342	5,240	12,790
2 高崎市	7,507	90,089	207,580	230.42	1,109,277,093	5,344	12,313
3 桐生市	2,691	32,283	81,437	252.26	406,111,073	4,987	12,580
4 伊勢崎市	3,902	46,830	113,362	242.07	564,723,698	4,982	12,059
5 太田市	4,207	50,488	125,873	249.31	631,490,754	5,017	12,508
6 沼田市	1,246	14,952	29,690	198.57	196,488,620	6,618	13,141
7 館林市	1,419	17,026	39,794	233.72	199,597,748	5,016	11,723
8 渋川市	2,172	26,054	56,713	217.67	338,415,284	5,967	12,989
9 藤岡市	1,331	15,969	36,775	230.29	218,530,818	5,942	13,685
10 富岡市	1,018	12,209	23,741	194.45	132,193,981	5,568	10,828
11 安中市	1,335	16,018	32,530	203.08	206,061,717	6,335	12,864
82 みどり市	1,047	12,564	29,528	235.02	170,134,279	5,762	13,541
28 榛東村	302	3,633	7,557	208.01	48,680,199	6,442	13,399
29 吉岡町	420	5,041	11,329	224.74	64,571,924	5,700	12,809
33 神流町	83	994	1,934	194.57	11,674,018	6,036	11,744
35 上野村	38	453	632	139.51	4,902,756	7,758	10,823
37 下仁田町	229	2,753	5,484	199.20	31,735,209	5,787	11,528
38 南牧村	69	826	1,394	168.77	10,918,953	7,833	13,219
39 甘楽町	275	3,304	6,672	201.94	40,310,991	6,042	12,201
41 中之条町	425	5,090	9,974	195.95	66,954,622	6,713	13,154
44 長野原町	133	1,595	2,928	183.57	21,168,022	7,230	13,271
45 嬭恋村	221	2,658	4,677	175.96	38,133,494	8,153	14,347
46 草津町	183	2,201	4,453	202.32	28,494,985	6,399	12,946
48 高山村	92	1,100	1,807	164.27	13,716,207	7,591	12,469
83 東吾妻町	369	4,430	8,977	202.64	57,133,833	6,364	12,897
51 片品村	124	1,487	2,628	176.73	13,441,581	5,115	9,039
52 川場村	78	942	2,089	221.76	11,158,621	5,342	11,846
56 昭和村	175	2,098	3,850	183.51	23,133,922	6,009	11,027
81 みなかみ町	532	6,387	12,477	195.35	73,252,700	5,871	11,469
60 玉村町	598	7,182	17,828	248.23	99,261,261	5,568	13,821
66 板倉町	324	3,886	8,466	217.86	48,916,725	5,778	12,588
67 明和町	246	2,955	6,371	215.60	30,700,467	4,819	10,389
68 千代田町	235	2,816	6,831	242.58	37,865,167	5,543	13,446
69 大泉町	660	7,929	19,252	242.80	92,088,731	4,783	11,614
70 邑楽町	548	6,567	15,596	237.49	83,244,221	5,338	12,676
計	41,449	497,388	1,151,528	231.52	6,231,789,016	5,412	12,529

※ 対象人員（平均人数）は、毎月末の対象人員を12か月分合計し、12で除したものである。

※ 対象人員（延人数）は、毎月末の対象人員を12か月分合計したものである。

5 令和元年度福祉医療費助成実績

○ 母子家庭等

市町村名		対象人員 (平均人数)	対象人員 (延人数)	受診件数	受診率 (1月当たり)	福祉医療費助成額	1件当たり 助成額	1人1月当たり 助成額
		人	人	件	%	円	円	円
1	前橋市	5,161	61,934	75,156	121.35	198,762,806	2,645	3,209
2	高崎市	5,675	68,105	81,247	81.00	214,318,756	2,638	3,147
3	桐生市	1,899	22,782	29,931	30.00	76,836,955	2,567	3,373
4	伊勢崎市	3,846	46,155	55,964	56.00	138,636,458	2,477	3,004
5	太田市	3,761	45,129	53,524	54.00	128,966,790	2,410	2,858
6	沼田市	937	11,242	12,709	13.00	35,094,631	2,761	3,122
7	館林市	1,329	15,944	17,987	18.00	44,193,758	2,457	2,772
8	渋川市	1,181	14,170	15,602	110.11	42,348,998	2,714	2,989
9	藤岡市	1,157	13,885	16,807	121.04	43,417,915	2,583	3,127
10	富岡市	710	8,517	9,632	113.09	24,137,272	2,506	2,834
11	安中市	850	10,201	11,940	117.05	32,657,731	2,735	3,201
82	みどり市	860	10,314	12,731	123.43	34,373,385	2,700	3,333
28	榛東村	238	2,854	3,557	124.63	8,368,972	2,353	2,932
29	吉岡町	307	3,681	4,792	130.18	12,399,152	2,587	3,368
33	神流町	13	152	139	91.45	326,008	2,345	2,145
35	上野村	10	120	84	70.00	193,258	2,301	1,610
37	下仁田町	96	1,148	1,266	110.28	2,832,578	2,237	2,467
38	南牧村	8	96	73	76.04	137,141	1,879	1,429
39	甘楽町	169	2,030	2,434	119.90	6,207,109	2,550	3,058
41	中之条町	178	2,135	2,381	111.52	7,923,558	3,328	3,711
44	長野原町	56	669	614	91.78	1,556,544	2,535	2,327
45	嬭恋村	84	1,009	706	69.97	1,730,785	2,452	1,715
46	草津町	76	913	973	106.57	2,634,208	2,707	2,885
48	高山村	55	665	648	97.44	1,745,464	2,694	2,625
83	東吾妻町	135	1,623	1,782	109.80	5,169,905	2,901	3,185
51	片品村	52	623	518	83.15	1,387,623	2,679	2,227
52	川場村	35	416	497	119.47	1,333,884	2,684	3,206
56	昭和村	120	1,444	1,526	105.68	3,779,894	2,477	2,618
81	みなかみ町	233	2,795	2,942	105.26	7,905,529	2,687	2,828
60	玉村町	602	7,224	7,549	104.50	19,691,333	2,608	2,726
66	板倉町	88	1,054	1,385	131.40	3,441,792	2,485	3,265
67	明和町	183	2,192	2,379	108.53	5,412,728	2,275	2,469
68	千代田町	183	2,199	2,222	101.05	5,472,868	2,463	2,489
69	大泉町	646	7,756	9,783	126.13	22,141,924	2,263	2,855
70	邑楽町	405	4,865	5,668	116.51	13,836,442	2,441	2,844
計		31,338	376,041	447,148	118.91	1,149,374,154	2,570	3,057

※ 対象人員（平均人数）は、毎月末の対象人員を12か月分合計し、12で除したものである。

※ 対象人員（延人数）は、毎月末の対象人員を12か月分合計したものである。

5 令和元年度福祉医療費助成実績

○ 父子家庭

市町村名	対象人員 (平均人数)	対象人員 (延人数)	受診件数	受診率 (1月当たり)	福祉医療費助成額	1件当たり 助成額	1人1月当たり 助成額
	人	人	件	%	円	円	円
1 前橋市	123	1,470	1,645	111.90	4,722,558	2,871	3,213
2 高崎市	308	3,690	3,114	3.00	9,757,841	3,134	2,644
3 桐生市	103	1,233	1,478	1.00	4,537,884	3,070	3,680
4 伊勢崎市	178	2,138	1,814	2.00	5,526,500	3,047	2,585
5 太田市	159	1,909	1,781	2.00	7,894,027	4,432	4,135
6 沼田市	44	527	538	1.00	1,306,385	2,428	2,479
7 館林市	82	989	693	1.00	1,961,516	2,830	1,983
8 渋川市	50	603	586	97.18	1,636,150	2,792	2,713
9 藤岡市	33	393	293	74.55	1,225,105	4,181	3,117
10 富岡市	19	222	178	80.18	622,525	3,497	2,804
11 安中市	56	673	747	111.00	1,994,340	2,670	2,963
82 みどり市	45	542	401	73.99	1,023,598	2,553	1,889
28 榛東村	9	108	86	79.63	148,680	1,729	1,377
29 吉岡町	6	74	83	112.16	195,211	2,352	2,638
33 神流町	0	0	0	0.00	0	0	0
35 上野村	1	10	4	40.00	28,539	7,135	2,854
37 下仁田町	1	12	6	50.00	29,047	4,841	2,421
38 南牧村	2	24	31	129.17	84,855	2,737	3,536
39 甘楽町	3	33	57	172.73	88,076	1,545	2,669
41 中之条町	7	80	39	48.75	73,674	1,889	921
44 長野原町	7	78	46	58.97	83,758	1,821	1,074
45 嬭恋村	7	84	4	4.76	6,552	1,638	78
46 草津町	4	52	37	71.15	104,910	2,835	2,018
48 高山村	12	144	85	59.03	328,034	3,859	2,278
83 東吾妻町	11	128	66	51.56	199,998	3,030	1,562
51 片品村	2	24	2	8.33	6,291	3,146	262
52 川場村	7	78	78	100.00	208,194	2,669	2,669
56 昭和村	0	0	0	0.00	0	0	0
81 みなかみ町	14	166	143	86.14	576,201	4,029	3,471
60 玉村町	18	213	175	82.16	556,175	3,178	2,611
66 板倉町	5	55	76	138.18	152,157	2,002	2,766
67 明和町	5	60	81	135.00	203,714	2,515	3,395
68 千代田町	12	140	164	117.14	427,100	2,604	3,051
69 大泉町	15	178	116	65.17	306,129	2,639	1,720
70 邑楽町	23	275	197	71.64	735,608	3,734	2,675
計	1,371	16,405	14,844	90.48	46,751,332	3,150	2,850

※ 対象人員（平均人数）は、毎月末の対象人員を12か月分合計し、12で除したものである。

※ 対象人員（延人数）は、毎月末の対象人員を12か月分合計したものである。



## 用語の解説

### 1 保険者

保険事故（疾病，負傷，出産，死亡）が発生した場合に、損害の補てん、その他の保険給付をする義務がある者をいう。国保の保険者は市町村と国保組合である。

### 2 被保険者

保険の利益を受ける者をいう。給付事由が発生すれば権利として保険給付を受けることができると同時に、他方、保険料（税）の納付義務を負う。

市町村国保の被保険者の資格要件は、当該市町村の区域内に住所を有することであり、国保組合の場合は、当該組合員または組合員と同じ世帯に属する者である。

### 3 退職被保険者

市町村国保の被保険者のうち、被用者年金保険に基づく老齢または退職年金を受けられることのできる者であって、一定期間被用者年金保険に加入していた者である。

### 4 退職被保険者の被扶養者

市町村国保の被保険者のうち、退職被保険者の直系尊属、配偶者、その他三親等以内の親族等で退職被保険者に扶養されている者をいう。

### 5 療養の給付

医療給付の形態で、現物給付をいう。すなわち、被保険者であることを被保険者証によって明らかにすると同時に、保険医療機関から医療そのものの給付を受け、その診療に対する報酬は保険医療機関に保険者から支払われる。

### 6 入院時食事療養費

被保険者が療養の給付と併せて食事療養を受けた場合に支給されるものである。

### 7 療養の給付等

療養の給付、入院時食事療養費及び訪問看護療養費を合算したものをいう。

### 8 療養費

療養の給付等を行うことが困難な場合や、被保険者が緊急その他やむを得ない理由により保険医療機関で被保険者証を提出せずに診療を受け医療費の全部を支払った場合、事後、領収書等を基に保険者が直接被保険者に現金で給付するものをいう。

### 9 療養費等

療養費、入院時食事療養費差額支給分及び移送費を合算したものをいう。

### 10 費用額

診療報酬点数に単価を乗じたものである。

### 11 一部負担金

被保険者が保険医療機関等から必要な治療を受ける時に支払う負担金をいい、保険者または制度により 0%～30%の一部負担割合となっている。

### 12 保険者負担金

療養諸費費用額のうち保険者が負担する費用であるが、高額療養費として支給する分は含まれていない。

### 13 他法負担分

療養諸費費用額のうち、国保法以外の法律や地方公共団体の条例等に基づいて負担される費用である。国保に優先して費用額の公費助成が行われる他法優先、各法または条例等により一部負担金相当部に公費助成がある国保優先とに分かれる。

### 14 高額療養費

同一の被保険者が、同一月内に同一の病院、診療所、薬局等で療養の給付または療養費の支給を受けた場合において、その療養に係る一部負担金の額が法令に定める額を超えるときに、保険者がその超えた額を支給する。

## 15 医療費諸率

医療保険における診療費の分析に用いる受診率、一件当たり日数と1日当たり費用額の積である1件当たり費用額を医療費諸率という。

- ① 受診率は、年間受診件数を年間平均被保険者数で除して100倍したもので、通例被保険者100人当たり受診件数をもって表される。
- ② 1件当たり日数は、受診日数を受診件数で除したものの。
- ③ 1日当たり費用額は、入院、入院外、歯科及び合計ごとに、年間の受診日数で年間の費用額（療養の給付の診療費）を除して得た額。
- ④ 1人当たり費用額は、入院、入院外、歯科及び合計ごとに、年間平均被保険者数で、年間の費用額（療養の給付の診療費）を除して得た額。
- ⑤ 受診件数は、診療報酬明細書の枚数をいい、1人の患者が2か月間にわたって1医療機関で診療を受けた場合は2件になり、また、同一人が同一月に外来と入院を受診した場合や2つの医療機関で受診した場合は、それぞれ明細書が作成されるので、これらの場合も2件となる。

## 16 療養諸費費用額

療養の給付等及び療養費等の費用額の合計であり、国保における医療費を意味する。

## 17 出産育児一時金

保険者は、被保険者の出産に関して市町村の場合は条例、国保組合は規約の定めるところにより出産育児一時金の支給を行う。

## 18 葬祭費

保険者は、被保険者の死亡に関して市町村は条例、国保組合は規約の定めるところにより葬祭費の支給を行う。

## 19 国保の直営診療所（直診）

保険者が保険給付または被保険者の健康の増進のために国民健康保険特別会計により設置する人的、物的、有形、無形の活動の総称を保健事業というが、その中で特に医療と予防を行う施設をいう。

## 令和元年度 国民健康保険事業状況

令和3年7月発行

発行 群馬県健康福祉部国保援護課

注) 各統計資料の数値は、令和元年度国民健康保険事業状況報告書（事業年報）等を基にしており、数値に端数が生じる場合には、すべて四捨五入で処理しています。